

# 役員 の 退職金 支給 内規

昭和51年7月10日 制定

平成4年4月1日 改正

平成14年4月15日 改正

平成16年10月28日 改正

平成17年3月22日 改正

(目 的)

第1条 この内規は、常勤役員退職金の支給について定めることを目的とする。

(退職金の受給者)

第2条 退職金は、役員が退任した場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在任期間1月につきその者の退任又は死亡当時における本俸の月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

ただし、在任期間中に本俸月額の増額または減額があった場合は、就任日から本俸月額の増額または減額のあった月の前月までの在任期間については、従前の本俸月額とする。

第3条の2 役員が労働関係法人厚生年金基金(以下「年金基金」という。)の加入員である期間(以下「加入員期間」という。)15年以上で退職し、又は死亡した場合には、第3条の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額(以下「対象額」という。)に次の各号に掲げる勤続期間(加入員期間を勤続期間とみなした場合における当該勤続期間をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

ただし、対象額算出の基礎となる本俸月額が年金基金の標準給与の最高限度額をこえるときは、その最高限度額をもって本俸月額とする。

この場合において、退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高限度額とみなす。

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 勤続期間が15年の場合         | 100分の1.5の割合                             |
| (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合 | 100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合 |
| (3) 勤続期間が30年を超える場合      | 100分の3の割合                               |

2 年金基金の加入員であったことによりすでに退職金の減額を受けた者に対し再び退職金を支給する場合の減額すべき額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

- (1) 再び支給する退職金の額の算出の基礎となる本俸月額に基づいて、すでに減額を受けた勤続期間に

ついて算出される対象額

(2) すでに減額を受けた勤続期間に対応する前各号の割合

3 前2項に規定する勤続期間の計算にあたって1年未満の月数が生じた場合にはこれを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第3条の規定により支給する退職金の額を限度とする。

第4条 特に功労のあったものについては、厚生労働省の承認を得て前条にかかわらず在任期間1月につきその者の退職又は死亡当時における本俸の月額 $100$ 分の $50$ を乗じて得た額の範囲内の金額を支給することができるものとする。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の月数の計算については、役員となった日の属する月までの月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については、その任命の日の前日に退任したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げるものうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位による。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻と同様の関係にあった者を含む)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で役員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号中、父母については、養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして、実父母の父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

附 則

1 この改正規程は、平成4年4月1日から適用する。

2 この規程の適用の日において在職する者の同日の前日まで引き続いて勤続した期間は、改正後の役員退職金支給内規の第3条の2の第1項の加入期間とみなす。

3 この改正規程は、平成14年4月1日から適用する。

4 この改正規程は、平成16年11月1日から適用する。

5 この改正規程は、平成17年7月1日から適用する。